

## 帯広市地域防災計画（一般災害対策編）修正案（該当頁抜粋）

### 第13節 雪害予防計画

異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪等の災害時における防災関係機関の業務については次のとおりとする。

#### 1 実施責任者

- (1) 一般国道で北海道開発局所管にかかる道路は、帯広開発建設部が行う。
- (2) 一般道道で北海道所管にかかる道路は、十勝総合振興局帯広建設管理部が行う。
- (3) 市道については、「帯広市雪害対策要綱」に基づき、帯広市が行う。
- (4) 道路除雪に係る各機関の除雪作業の基準は、次のとおりである。

##### ア 北海道開発局所管

種 別	除 雪 目 標
第1種	昼夜の別なく除雪を実施し、常時交通を確保する。
第2種	二車線確保を原則として、夜間除雪は通常行わない。
第3種	一車線確保を原則として、必要な避難場所を設ける。 夜間除雪は行わない。

##### イ 北海道所管

種 別	標準交通量	除 雪 目 標
第1種	1,000台/日以上	・二車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。 ・異常降雪時においては降雪後5日以内に一車線確保を図る。
第2種	500～1,000台/日	・二車線幅員確保を原則とするが、状況によっては、一車線幅員で待避所を設ける。 ・異常降雪時には約10日以内に二車線又は一車線確保を図る。
第3種	500台/日以下	・一車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。

##### ウ 市所管

種 類	道 路 形 状	除 雪 目 標
第1種	4車線 幹線道路。片側2車線の道路	車道幅員の70%以上確保する。
第2種	2車線+停車帯 準幹線道路。片側1車線のほか、側線により概ね車両1台分の停車スペースがある道路。	車道幅員の70%以上確保する。
第3種	2車線 補助幹線道路。片側1車線のほか、側線により路肩が設けられているが、停車スペースがない道路。	車道幅員の70%以上確保する。
第4種	生活道路 幹線・準幹線・補助幹線道路以外の道路。	4.0m～5.0mもしくは、用地幅員の60%以上確保する。
歩 道 除 雪		歩行に支障とならない路面状況を確保し、除雪幅は、除雪機械の幅とする。

※大雪・災害時の道路状況によっては、これによらない場合がある。

## (5) 市除雪出動基準

降雪量 10～15 cmを出動の目安とし、通勤通学時間帯までに終了することを目標とする。なお、風による吹き溜まりが発生したとき、又は火災及び急病人の発生等で緊急車両が積雪等のため走行できないときは、その都度出動する。

## (6) 交通規制

警察署長は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要により通行の禁止、駐車制限等の交通規制を行う等の措置を講ずるものとする。

## 2 排 雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定にあたっては、特に次の事項に配慮するものとする。

## (1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を選定すること。

やむを得ず道路側面等を使用する場合は、車両の待避所を設ける等、交通の妨げにならないよう配慮するものとする。

## (2) 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川管理者と十分に協議のうえ、決定するものとし、投下に際しては溢水災害等の防止に努めなければならない。

## (3) 雪捨場の指定状況

	指 定 場 所	所 在 地	面 積
1	十勝川（西18条）雪捨場	帯広市西18条北3丁目	40,000 m <sup>2</sup>
2	札内川（依田）雪捨場	幕別町依田	32,375 m <sup>2</sup>
3	札内川（大正）雪捨場	帯広市大正町西1線	8,100 m <sup>2</sup>

## 3 警戒体制

関係機関は、気象官署の発表する予報（注意報を含む。）、警報、現地情報等を勘案し、必要と認める場合は、それぞれの定める警戒体制に入るものとする。

## (1) 市長は、「帯広市雪害対策要綱」に従い、早期かつ総合的な雪害対策を講じるものとする。

## (2) 市長は、現地状況調査及び孤立地区との連絡の必要があると認めたときは、除雪機械等を出動して、事態に対処するものとする。

## (3) 市長は、路上通行車両の故障車（障害車）等の孤立車を機械力で救出するように努めるが、不可能なときは乗員を救出して避難収容することとする。

## 4 各交通機関の措置

## (1) 各バス交通機関

各バス交通機関は、路線状況及び最終運行となる便の動向を警察署に通報するものとする。

## (2) 北海道旅客鉄道株

ア 旅客列車が滞留又は不通となった場合は、前後ダイヤを勘案し、必要な処理をするものとする。

イ 長時間にわたる不通の場合の乗客に対する食料供給は、北海道旅客鉄道株から市災害対策本部に依頼のあった場合に実施する。

ウ 乗客中、病人、乳幼児、老人等避難収容の必要があると認められる者を優先に、必要な手配を行うものとする。

## 《 帯広市雪害対策要綱 》

### 1 目的

この要綱は、異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪災害に対処するため、市地域防災計画に定めるところに従い、各部の業務を明らかにし、雪害対策を早期かつ総合的に推進することを目的とする。

### 2 常備体制

各部署は、降雪、豪雪、暴風雪に対処し、常に常備の体制を整えて、その概要を総務部に報告するものとする。

なお、各部署の対策は次のとおりとする。

#### (1) 危機対策課

- ア 気象予報（注意報を含む。）、警報、情報等の受理、伝達について市地域防災計画に定めるところにより、その対策の万全を期するよう伝達系統を明確にしておくこと。
- イ 情報の収集に努めること。
- ウ 各班報告事項のとりまとめ及び処理状況の把握に関するここと。
- エ 雪害対策本部設置に係る連絡調整に関するここと。なお、設置については副市長（都市環境部を担任）、総務部長、都市環境部長と協議し、市長の指示を求めるここと。
- オ 交通事故防止対策推進のため、積雪の排除については、商工会議所、警察署等の関係機関及び商店街、町内会等住民組織との連携を図り、これを常時運動として展開すること。
- カ 他班との協力体制の調整に関するここと。

#### (2) 道路維持課

- ア 常に降雪等の状況及び職員の出動体制を整えておくこと。
- イ 路線別に除雪計画をたてておくこと。
- ウ 車両を整備し配車計画をたてておくこと。
- エ 他班車両及び職員の協力受入体制を整えておくこと。
- オ 民間車両所有者を把握し、緊急時における借上げ体制を整えておくこと。
- カ 雪捨場所の設定及びその整備に努めること。
- キ 国・道その他関係機関とあらかじめ連絡調整を行っておくこと。
- ク 雪捨場所について市民への周知及び協力要請等に関するここと。

#### (3) 観光交流課

- ア 空港及び駐車場等の除排雪について、関係機関と協議し、あらかじめ計画を立てておくこと。

#### (4) 消防課

以下の事項について、とかち広域消防局との連絡調整を行う。

- ア 市民の防火心を高めるため広報車、放送機関、報道機関を通じ火災の予防に努めること。
- イ 水利の万全を図るため消火栓、防火貯水槽、防火井戸の除雪を早急に進めるよう配慮するとともに、周辺に雪を捨てないよう協力を求めること。
- ウ 救急患者輸送のため、交通路の確保について道路維持課と協議しておくこと。  
また、豪雪時にあっては一般急患についてもその対象とするよう配慮しておくこと。
- エ 住家の倒壊、雪崩等に伴う人的災害の発生した場合の出動体制（最寄りの消防団員の招集を含め）について配慮すること。

### 3 緊急時体制

#### (1) 雪害対策本部

異常降雪により、交通障害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、緊急かつ大規模な除排雪作業を適正かつ円滑に実施するため、庁内に「帯広市雪害対策本部」を設置し、次により緊急実施体制に入るものとする。なお、災害対策本部の設置については、「4 帯広市災害対策本部の設置」による。

##### ア 本部長及び副本部長

- (ア) 雪害対策本部の本部長は副市長（都市環境部を担任）があたる。
- (イ) 雪害対策本部の副本部長は総務部長及び都市環境部長があたる。

##### イ 構成及び担当業務

災害情報連絡責任者	各部に地域防災計画第3章第3節「帯広市災害対策本部」に定める災害情報連絡責任者（調整主幹等）を置く。 ①所属部の被害状況等の調査収集、集約、報告に関すること。 ②雪害対策本部において共有された情報、指示等の部内共有及び対応に関すること。
広報広聴課	①報道機関との連絡に関すること。 ②市民に対する除排雪情報及び協力依頼の広報に関すること。
市民活動課	①市民に対する除排雪の協力依頼等に関すること。
危機対策課	①雪害対策計画に関すること。 ②雪害対策本部の庶務及び各部との連絡調整に関する事（除排雪に関することは除く）。 ③災害対応関係機関との連絡調整に関すること（除排雪に関することは除く）。 ④気象の情報収集・伝達に関すること。 ⑤路上駐車等の交通対策に関すること。 ⑥冬道の交通安全の指導に関すること。
消防課	①消防機関との連絡調整に関すること。
川西支所	①川西ステーションの支援に関すること。
大正支所	①大正ステーションの支援に関すること。
管理課	①雪害対策本部のうち除排雪に関する庶務及び各部との連絡調整に関すること。 ②除排雪の指導及び相談に関すること。 ③市民からの除雪依頼の受理・伝達に関すること。 ④道路維持課及び協力課との連絡調整に関すること。 ⑤除排雪の補助に関すること。
土木課	①除排雪の指導及び相談に関すること。 ②除排雪の補助に関すること。
道路維持課	①除排雪の実施に関すること。 ②市民からの除排雪の相談及び苦情等の処理に関すること。 ③協力課及び除排雪関係機関との連絡調整に関すること。
都市環境部各課	①除排雪の業務補助に関すること。
都市政策課	①公共交通に関すること。
清掃事業課	①降雪時のごみ収集に関すること。
介護高齢福祉課	①独居老人・障害者の被害調査及び安全確保に関すること。

障害福祉課	①独居老人・障害者の被害調査及び安全確保に関すること。
観光交流課	①広報活動に関すること。
水道課	①広報活動に関すること。
下水道課	①広報活動に関すること。
学校教育課	①スクールバスの運行に関すること。 ②小中学校の臨時休校等に関すること。
その他関係課	①雪害対策に関すること。
ウ 関係機関への要請	
(ア) 国や北海道、自衛隊などの災害対応関係機関や除排雪関係機関に対し、情報連絡員などの派遣や支援について、必要に応じて調整及び要請を行う。	
(2) 除排雪の推進	帯広市総合除雪基本計画等に基づき除排雪業務を推進する。
4 帯広市災害対策本部の設置	
災害対策本部の設置基準は、地域防災計画第3章第3節「帯広市災害対策本部」に定めるところによるものとするが、概ね次のとおりとする。	
ア 大規模な雪害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。	
イ 雪害による交通麻痺、交通渋滞等によって人命にかかる事態が発生し、その規模、範囲から緊急、応急措置を要するとき。	
ウ 電気、通信、水道等のインフラなどに影響が生じる場合など、市民生活に大きな支障をきたすような状況が発生し、又は発生が見込まれるとき。	
エ 雪害対策本部態勢だけでの対応が困難であり、全府的に協力、動員を要する場合。	
(1) 対策本部の組織態勢	
対策本部の組織態勢については「帯広市災害対策本部」の定めるところによるものとし、全体的な庶務は総務部総務班とする。	
(2) 雪害対策連絡部	
上記(1)の場合、状況により必要があると認める時は他班の職員を加え、総務部内に単独の「雪害対策連絡部」を設置することができる。	
(3) 雪害対策連絡部は、次のことを行うものとする。	
ア 気象予警報等情報の収集に関すること。	
イ 雪害対策に関する各種情報の収集及び処理状況のとりまとめに関すること。	
ウ 雪害時における関係機関、協力機関との連絡調整に関すること。	
エ 除排雪の現況把握に関すること。	
オ その他雪害対策の推進に関すること。	
(4) 各部業務の推進	
各部は、地域防災計画第3章第3節別表3「各部班の所掌事務」に基づき各業務を推進する。	
5 被害調査	
各部は、応急対策業務が概ね完了次第、速やかに被害状況を調査し、総務部にその都度報告するものとする。	
6 除排雪機械配置状況	
道路除排雪機械は市車両によるほか、民間委託により実施する。	

5 積雪深観測所（気象庁）

観測所名	所在地
帯広	帯広市東4条南 帯広測候所
帯広泉	帯広市泉町西9線中 帯広航空気象観測所